

大和郡山市 おむつ等月額定額制サービス事業仕様書

1 事業名

おむつ等月額定額制サービス（以下、「サービス」という。）事業

2 実施場所

名称	所在地	利用定員（うち0～2歳児定員）
小泉保育園	大和郡山市小泉町 1553 番地	120名（48名）
池之内保育園	大和郡山市池之内町 223 番地 3	70名（28名）
西田中保育園	大和郡山市西田中町 90 番地 5	190名（65名）
郡山保育園	大和郡山市柳町 45 番地 6	60名（20名）
治道認定こども園	大和郡山市横田町 254 番地	109名（24名）
矢田認定こども園	大和郡山市矢田町 774 番地	180名（56名）
平和認定こども園	大和郡山市美濃庄町 533 番地	150名（50名）

3 事業概要

おむつ等月額定額制サービスとは、保育園・認定こども園（以下、「各園」という。）で使用するおむつ及びおしりふき（以下、「おむつ等」という。）を月額定額制で利用することができるものとする。このサービスの利用を希望する園児の保護者（以下、「利用者」という。）は市が指定する当該サービス事業者（以下、「事業者」という。）と直接契約を締結し、当該サービスによって納品されるおむつ等を利用して各園において保育を実施するものである。

4 事業実施期間

協定締結後から令和9年3月31日まで

（なお、各園へのサービス導入開始は令和8年10月1日を想定している。）

ただし、期間終了後、双方から終了の申し出がない場合は、同一条件をもって同一期間（サービス導入期間）を1年単位で更新するものとする。

5 事業内容

(1) サービスの利用に関する契約

契約は、サービスの利用を希望する利用者が直接事業者へ申込み（解約の申込みを含む。）を行い、事業者と利用者で直接契約を行う。なお、契約期間は1ヶ月ごととし、利用者からの申し出がない限り、自動更新とする。

(2) おむつ等の規格

国内で一般的に流通しているメーカーとし、おむつは利用園児の年齢に応じて必要なサイズ（S・M・L等）・タイプ（テープ・パンツ）を取扱うこととし、1サイズ・1タイプに

つき1銘柄とする。また、おしりふきについても取扱う商品は、1銘柄とする。

(3)おむつ等の利用料金の徴収等

利用料金は月額定額制とし、園児1人につき1契約とする。利用料金の徴収（還付を含む。）については、事業者と利用者との間で行うこととし、本市及び各園はこれに一切関与しない。

(4)おむつ等の提供

事業者は、利用者に対し、各園で使用するおむつ等について利用枚数の上限を設けず提供を行う。なお、事業者は利用者の確認ができる資料（名簿等）を各園に提供し、利用者等に変更がある場合は遅滞なく各園に報告する。

(5)おむつ等の納品及び在庫管理

事業者は、各園からの発注に従い、おむつ等を各園が指定する場所に直接納品する。また、納品する日時は事業者と各園等で協議して決定する。なお、各園の発注・在庫管理や利用園児名簿等の業務負担軽減に対する措置を講じること。

(6)問合せ対応

事業者は、当該事業に関する利用者や各園等からの問合せ等について、丁寧かつ適切に対応できるよう、相談サポート体制を整備する。

(7)保護者及び各園への周知

サービス運営開始前に関係職員及び保護者への説明会を各園の求めに応じて実施するとともに、保護者向けの案内チラシや関係職員向けのマニュアル等を作成し、円滑な運営ができるように必要な措置を講じる。運営開始後も各園の求めに応じ、円滑な運営ができるようにサポートすること。

(8)個人情報の保護

事業者は、事業実施に伴い知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならないほか、個人情報の取扱いにつき最大限の注意をするものとし、関連する法令等を遵守することとする。なお、事業終了後においても同様とする。

(9)その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または、本仕様書に定めない事項が生じた場合は、必要に応じて本市と事業所が協議して定めるものとする。